

フィッチ・レーティングス・ジャパンが登録を完了

フィッチ・レーティングスー東京ー2010年12月17日：

フィッチ・レーティングス（フィッチ）の日本法人であるフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（当社）は、本日付で金融商品取引法に基づく信用格付業者としての登録を受けた（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）。

昨年来、日本、米国および欧州各国を含む世界各地において、格付会社に関する規制の導入または強化が進行しつつあり、フィッチでは、こうした各国の規制環境の変化に対応して、グループ共通の方針・規程等の全面改訂を実施のうえ、その運用を本年8月に開始している。日本においては、2010年4月に信用格付業者の登録制度が導入されたが、フィッチとしては、グループ共通で適用すべき方針・規程等に関し、日欧米を始めとする各国の規制上の要請を反映した体制を整えたうえで、日本における登録申請を行うことが望ましいとの考えに基づき、年内の当社登録完了に向けて準備を進めてきたものである。

照会先：コンプライアンス室（東京）03-3288-2628

メディア照会先：尾崎 千夏（東京）03-3288-2679

さらなる情報については、弊社ウェブサイト www.fitchratings.com / www.fitchratings.co.jp（日本語）より入手可能です。

フィッチの全信用格付は、所定の制約及び免責の対象となっています。弊社ウェブサイトから当該制約及び免責事項をご覧ください（www.fitchratings.co.jp：「格付の定義」>「信用格付を理解する：利用と制約」）。さらに、格付の定義及び利用規約は弊社のウェブサイト www.fitchratings.com / www.fitchratings.co.jp（日本語）に掲載されています。公表された格付、格付基準、格付手法も同サイトに常時掲載されています。フィッチの行動規範、守秘義務、利益相反、関連会社間のファイアウォール、コンプライアンス及びその他の方針・手続等も www.fitchratings.co.jp 上の「行動規範」のセクションにてご覧いただけます。